

事務連絡
令和8年3月31日

各
都道府県
市町村
特別区
児童相談所設置市

衛生主管部局
原爆被爆者援護担当部局

厚生労働省健康・生活衛生局

健康・生活衛生局所管法令等に基づく手続における旧氏使用について（周知）

平素より健康行政及び生活衛生行政に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

令和8年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）において、関係府省は、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないように、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組むこととされています。

これを踏まえ、今般、厚生労働省健康・生活衛生局が所管する法令及びこれまでに発出した通知等（以下「所管法令等」という。）に基づく手続における旧氏の使用について、下記のとおり取扱を整理しましたので周知いたします。

記

1 所管法令等に基づく手続における旧氏使用の取扱

所管法令等に基づく手続のうち、申請者等の氏名の記載を求めるものについては、当該氏名について、旧氏併記（現行の氏名に加えて旧氏を記載することをいう。以下同じ。）又は旧氏単記（旧氏での氏名を記載することをいう。）が可能であること。

なお、旧氏併記を希望する者は、申請書等の氏名欄において、旧氏を括弧書きで併記するものとする。

2 厚生労働省ホームページにおける周知

上記1の取扱が可能な手続については、厚生労働省ホームページ（掲載先：[規制改革・行政手続関係 | 厚生労働省](#)）に掲載している。

3 本人確認時の対応

上記1により対応を行う手続について、所管法令等において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した住民票の写しや個人番号カード等の公的な証明書類を提出させること。

4 自治事務の取扱

各地方公共団体においては、自治事務において申請者等の氏名の記載を求める手続について、本通知を踏まえ、旧氏の使用について積極的に取り組んでいただきたい。